



平成28年7月15日
運輸審議会審理室

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画^{注1}（宇都宮駅東側LRT事業）の認定申請事案に関する公聴会の一般公述人の選定結果及び進行予定について

平成28年7月26日に開催予定の標記事案に関する運輸審議会^{注2}主宰の公聴会の一般公述人の選定結果、進行予定及び取材要領を公表致します。

運輸審議会は、平成28年6月21日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、一般公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うために公聴会を開催することとしておりますが、一般公述人の選定^{資料1}、進行予定^{資料2}、当日の取材要領^{資料3}をそれぞれ決定しましたので発表致します。

なお、傍聴の申込みの受付は終了しました。公聴会のやりとりは後日、運輸審議会ホームページにて公開します。

運輸審議会は、公聴会後も引き続き複数回の審議を行い、公聴会で聴取した意見等の他、提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づき、答申を行う予定です。

（注1）軌道運送高度化事業とは、LRT整備等の事業であって、地域公共交通活性化再生法に基づく事業の1つであり、実施計画はその事業の実施について定めた計画です。国土交通大臣から軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道法における軌道事業の上下分離制度の導入等の特例があります。

（注2）運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会HPにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

運輸審議会審理室 調査官 川崎、課長補佐 木村、議事係 近藤
（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810
（F A X）03-5253-1676

[軌道運送高度化実施計画の認定申請に関する問合せ先]

鉄道局幹線鉄道課 専門官 渡辺、輸送係 後藤
（代表）03-5253-8111（内線 40332）、（直通）03-5253-8532
（F A X）03-5253-1635